

令和2年11月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和2年11月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和2年11月5日（木）15時30分～17時00分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3番	木内昭博	4番	藤城英明
5番	岩澤和博	6番	藤崎廣
7番	井上優	8番	鈴木房江
9番	怒賀敏夫	10番	鈴木啓一
11番	内田浩之	12番	内田静枝
13番	森田弘美		

・農地利用最適化推進委員

14番	香取和成	15番	橋本薫
16番	西海敏郎	17番	宮野三夫
18番	宇井義	19番	中村新一郎
20番	伊藤正則		

欠席委員

議 長

会 長 伊藤正明 会長代理 松本光芳

事務局

局長 金親俊哉 書記 堀越充 書記 石橋将

局 長 定刻となりました。  
本日は、11月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。  
それでは定例総会を開催いたします。  
はじめに、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。  
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。  
伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年11月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議

事録署名委員の指名を行ないます。4番 藤城英明 委員、5番 岩澤和博 委員。両名を指名いたします。

議 長

それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第1号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明  
させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条による賃貸借権設定に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第2号です。  
本件は農地法第3条による賃貸借権設定の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、営農規模拡大のためです。  
本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。  
以上で、議案の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第3条による区分地上権設定に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第3号です。  
本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。  
本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われまます。  
以上で、議案の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第3号は原案どおり可決決定いた  
しました。

議 長

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第4号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われれます。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議長 それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号、農地法第3条による区分地上権設定に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局長 続きまして、議案第5号です。  
本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。  
本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可

要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長

それでは、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第6号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については10ha以上のまとまりがある農地であることから第1種農地と判断出来ると思われれます。なお、一時転用であり町の農業振興地域整備計画に支障を来たさない計画である

ことから第1種農地の例外規定に該当するものと判断します。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 議案第7号、令和2年第9次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

局 長 続きまして、議案第7号です。

本件は、令和2年10月20日付けで、芝山町

長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の新規が20件で、合計面積：35,419 m<sup>2</sup>です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 議案第8号、下限面積（別段の面積）の設定に関する件を議題と致します。

書 記（石橋） 議案第8号の説明をする。

議 長 質疑はありますか？

（質疑なし）

議 長                    それでは、議案第 8 号を採決いたします。

                             原案（別段の面積を設定しない）に賛成の委員  
                             の挙手を求めます。

                             （賛成全員）

                             よって、議案第 8 号は原案どおり可決決定いた  
                             しました。

議 長                    これで、提出された議案の審議は全て終了いた  
                             しました。

                             次に「その他」でございます。

                             事務局説明をお願いします。

書 記（石橋）        その他について、報告をする。

議 長                    各委員さんより何かございますか。

                             （意見なし）

議 長                    以上をもちまして、令和 2 年 1 1 月芝山町農業  
                             委員会定例総会を閉会いたします。

                             委員の皆様、お疲れ様でございました。